

「税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングチーム（WT）」

第6回議事概要

日時：令和2年10月8日（木）13：30～16：30

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

八木 由委子	浜松市財務部	市民税課	主幹
吉岡 勝	神戸市行財政局	税務部	市民税課 個人市民税指導担当 係長
大塚 樹里子	前橋市財務部	市民税課	主任
竹内 康真	三鷹市市民部	市民税課	担当課長（市民税係長兼務）
小林 佑輔	三条市総務部	税務課	係長
岩嶋 雄一	飯田市総務部	税務課	市民税係 主査
吉野 元久	富士市総務部	情報政策課	主幹
渡辺 美子	豊橋市財務部	市民税課	主査
濱口 香織	南国市税務課		課長補佐
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室	室長
藤本 紘	地方税共同機構	システム部運営管理グループ	主査
吉本 明平	一般財団法人	全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部	担当部長

欠席：三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

稲木 宏光	総務省自治税務局	市町村税課	住民税企画専門官
小野寺 徹	総務省自治税務局	市町村税課	課長補佐
阿久津 悠太	総務省自治税務局	市町村税課	住民税第三係長
久保 拓也	総務省自治税務局	市町村税課	諸税係・調査係 係長

【議事次第】

1. 標準仕様書たたき台（帳票）の検討（帳票出力機能の要否の確認）
2. その他

【意見交換（概要）】

■No.1 事業所情報確認リストについて

- 事業所設定確認一覧を不要とするのであれば、本帳票で、「納期特例・納付書不要が設定されている事業所」が確認できるようにしたい。
- 帳票概要欄に記載を追加する。

■No.63 申告特例不適用お知らせ文書について

- No. 60 に記載している帳票と、本帳票は何が違うのか。
- 抽出条件から、年齢、生活保護を削除し、家屋敷課税の物件情報を追加する。

■No. 95 給与支払報告書_個票について

- No. 103 イメージ帳票（A4 縦）と統合するのであれば、当該帳票の帳票概要を本帳票に記載してはどうか。
- No. 103 の帳票概要を統合して記載する。

■NO. 229 郵便振替用紙について

- 不要としているが、納付書は郵便局での取り扱いも可能となる理解でよいか。
- 納付書様式は収納 WG での検討と整理しているが、Pay-easy に対応した様式を前提とすると共有されている。
-

■No. 267 294-3 通知について

- 基本的には電子での対応としているため、紙での通知はほとんど発生しない。紙で受領した際にレイアウトが eLTAX と揃っていれば、確認が効率的に実施できる。
- 本市も eLTAX の項目・レイアウトを基調に検討する方針で問題ない。
- 出力項目、レイアウトは、eLTAX にあわせて整理する。

■No. 271 税務署閲覧対象一覧について

- 本市では、本帳票を税務署調査の際に紙で提出している。
- 本市も紙で税務署に提出している。税務署で管理する整理番号、名前、住所、税務署台帳の番号を出力している。整理番号、税務署台帳番号は確定申告データに含まれる情報であるため、システム出力が可能な項目である。
- 税務署側の運用により、帳票要否や出力項目が異なるものと判断し、項目定義は実施しない整理とする。ただし、最低限必要な情報として、ご意見いただいた項目は出力する旨を帳票概要に記載する。

■NO. 312 異動者リストについて

- 異動が税額等の更正である場合は、更正前後の状態について確認の必要がある。
- 本市でも更正前後の確認をしている。
- 本市も同様に、更正前と更正後の情報を比較して確認する運用としている。
- 異動前後の情報を比較できるように出力されることを帳票概要に記載する。

■No. 322 調定表について

- 併徴については、件数はそれぞれ 1 件として重複して計上しているが、徴収額については、徴収区分ごとの金額を計上している。
- 本市も同様であるが、均等割りの件数については、重複しないように出力している。
- 併徴の取り扱いについて、伺ったご意見を基に帳票概要に記載する。

■No. 374 扶養（被扶養）証明書について

- 所得申告のない被扶養者の証明書として、システムで出力する必要がある。
 - 本市では、課税所得証明書の様式で摘要欄に被扶養者のため非課税であることを記載し、発行している。
 - 証明書の発行対象として問題ないことが確認できた方に対して、所得証明書と同一の様式で、非課税証明書を発行している。
- 現行利用している、帳票サンプルをご提供いただきたい。内容を確認し、課税証明書や所得証明書に統合可能かを含めて要件を整理する。

■No. 379 課税台帳について

- 税務署からの調査の際に提示する必要があるため、必要帳票として整理したい。項目の検討は不要だが、最新の情報が出力されるようにしたい。
- オプション帳票として整理する。

以上